

豊島区建設工事等の契約に係る競争入札の 参加に関する要綱

平成 22 年 6 月 22 日
総務部長決定
改正平成 22 年 10 月 15 日
令和 5 年 6 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び政令第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、競争入札に参加する者の資格として契約の種類及び金額に応じた要件を定めるにあたり、豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準（平成 22 年 6 月 16 日総務部長決定。以下「基準」という。）により区内の事業者として取扱いされた事業者及び区外業者に対する競争入札参加資格の要件その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、基準で使用する用語の例による。

2 この要綱における「競争入札」とは、政令第 167 条の 5 の 2 に規定する一般競争入札（条件付一般競争入札）及び政令第 167 条の 11 第 3 項により準用される指名競争入札（公募型指名競争入札）をいう。

3 前項の競争入札のうち、予定価格 1 千万円以上の案件は一般競争入札（条件付一般競争入札）とし、予定価格 250 万円以上 1 千万円未満の案件は指名競争入札（公募型指名競争入札）とする。

4 この要綱における「等級区分」とは、告示第 5 の 2 に規定された等級区分をいう。

(区内の事業者の入札参加)

第 3 条 区内の事業者として基準第 2 条第 3 項第 1 号に該当する事業者（以下「区内業者」という。）又は基準第 2 条第 3 項第 2 号に該当する事業者（以下「準区内業者」という。）が参加できる競争入札は、別表のとおりとする。ただし、入札案件の規模、性格等により必要があるときは、等級区分内の順位を指定するものとする。

(入札参加の制限)

第 4 条 区は、区内業者が施工中の区が発注する予定価格が 250 万円以上の工事案件（以下、この条において「契約案件」という。ただし、当該年度の年間契約及び政令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号に規定する随意契約を除く。）を 3 件

有するときは、競争入札の参加を認めない。

2 区は、準区内業者が施工中の契約案件を有するときは、競争入札の参加を認めない。

3 前 2 項における契約案件のうち、道路舗装工事については区の発注する 250 万円以上の工事案件を 5 千万円以上の工事案件と、測量及び土木設計については 1 千万円以上の工事案件と読み替える。

第 5 条 区は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する区内業者又は準区内業者を競争入札に参加させないことができる。

(1) 政令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当すると認められるもの

(2) 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 20 年 8 月 1 日 総務部長決定）第 3 条の規定に基づき指名停止措置を受けているもの

(3) 豊島区暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 3 月 6 日 総務部長決定）第 3 条規定に基づき入札参加排除措置を受けているもの

（区外事業者参加の準用）

第 6 条 第 3 条別表に規定する区外業者の参加を認める場合は、第 4 条第 2 項及び第 5 条各号の規定を準用する。この場合において第 4 条第 2 項中「準区内業者」とあるのを「区外業者」と、第 5 条本文中「区内業者又は準区内業者」とあるのを「区外業者」と読み替えるものとする。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、区が発注する建設工事等に係る競争入札に関する必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。ただし、この要綱施行日において、第 4 条第 1 項に規定する施工中の契約案件を有する場合は、この要綱施行後に契約した施工中の契約案件とみなす。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

1. 建築工事

(1) 予定価格は250万円から3億円までとする。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 予定価格1億円以上3億円まで | 等級区分 A・B |
| ② 予定価格1千5百万円以上1億円未満 | 等級区分 A・B・C |
| ③ 予定価格5百万円以上1千5百万円未満 | 等級区分 B・C・D |
| ④ 予定価格250万円以上5百万円未満 | 等級区分 D・E |

(2) 区内業者又は準区内業者の入札参加見込数が5社に満たない場合は、区外業者の参加を認める。

(3) 前項の場合において、区内業者の育成を図るため、特に入札参加者を区内業者のみに限定することができる。

2. 一般土木工事・道路舗装工事

(1) 予定価格は250万円から1億円までとする。

- | | |
|---------------------|------------|
| ① 予定価格3千万円以上1億円まで | 等級区分 A・B・C |
| ② 予定価格5百万円以上3千万円未満 | 等級区分 B・C・D |
| ③ 予定価格250万円以上5百万円未満 | 等級区分 D・E |

(2) 区内業者又は準区内業者の入札参加見込数が5社に満たない場合は、区外業者の参加を認める。

(3) 前項の場合において、区内業者の育成を図るため、特に入札参加者を区内業者のみに限定することができる。

3. 設備工事（電気工事、給排水衛生工事、空調工事）

(1) 予定価格は250万円から1億円までとする。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 予定価格2千万円以上1億円まで | 等級区分 A・B |
| ② 予定価格1千5百万円以上2千万円未満 | 等級区分 A・B・C |
| ③ 予定価格5百万円以上1千5百万円未満 | 等級区分 B・C・D |
| ④ 予定価格250万円以上5百万円未満 | 等級区分 C・D |

(2) 区内業者又は準区内業者の入札参加見込数が5社に満たない場合は、区外業者の参加を認める。

(3) 前項の場合において、区内業者の育成を図るため、特に入札参加者を区内業者のみに限定することができる。

4. その他（上記以外の業種）

(1) 案件の規模、性格等により、発注案件ごとに定める。

(2) 区内業者又は準区内業者の入札参加見込数が5社に満たない場合は、区外業者の参加を認める。

(3) 前項の場合において、区内業者の育成を図るため、特に入札参加者を区内業者のみに限定することができる。